

四国中央市公営企業建設工事に係る工事請負代金債権の譲渡に係る承諾事務取扱要綱

平成21年 5 月14日

告示第109号

(趣旨)

第1条 この告示は、四国中央市公営企業が発注する建設工事を請け負う建設業者（以下「元請負人」という。）が、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度（下請セーフティネット債務保証事業（以下「債務保証事業」という。）又は地域建設業経営強化融資制度（以下「強化融資制度」という。）をいう。）を利用する場合における四国中央市公営企業工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第5条第1項ただし書に規定する工事請負代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）に係る承諾事務の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の対象工事)

第2条 債権譲渡の対象となる工事は、当初請負代金額が 200 万円を超え、かつ、履行期間が 90 日以上のものである。ただし、次の工事を除く。

- (1) 低入札価格調査の対象となった工事
- (2) 市が役務的保証を必要とする工事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 8 条第2項の規定により公営企業の管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。）が不適当と認めた工事

(債権譲渡先)

第3条 元請負人からの債権譲渡先として認めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 愛媛県建設業協同組合連合会
- (2) 株式会社建設総合サービス

(譲渡債権の範囲)

第4条 債権譲渡の額は、契約約款第 31 条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払った前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合において、契約約款第 50 条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払った前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 契約変更により請負代金額に増減が生じたときの債権譲渡の額は、当該契約変更後の額とする。

(債権譲渡の承諾時期)

第5条 管理者は、債権譲渡に係る承諾を当該工事の出来高が2分の1に達していなければ行ってはならない。

(債権譲渡の申請書類)

第6条 元請負人は、債権譲渡に係る承諾を受けようとするときは、当該工事ごとに第3条に規定する債権譲渡先（以下「県連合会等」という。）と共同で次に掲げる書類により申請しなければならない。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式第 1 号又は様式第 1 号の 2） 3 通
- (2) 元請負人と県連合会等間で押印済の債権譲渡契約証書の写し 1 通
- (3) 工事履行報告書（様式第 2 号） 1 通
- (4) 発行日から 3 月以内の元請負人及び県連合会等の印鑑証明書 各 1 通
- (5) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証契約約款等により承諾が義務付けられているときは、その承諾を受けている旨を証するもの 1 通

（債権譲渡に係る承諾の処理手順等）

第 7 条 管理者は、前条の規定による申請があった場合は、速やかに次条に規定する事項の確認を行い、適当と認めたときは、債権譲渡の承諾をし、債権譲渡承諾書の確定日付欄に確定日付を、承諾番号欄に年度ごとに始まる通し番号を記載して押印の上、元請負人及び県連合会等にそれぞれ 1 通交付するものとする。

2 管理者は、工事請負代金債権譲渡に係る承諾事務チェックリスト（様式第 3 号）及び債権譲渡整理簿（様式第 4 号）により、債権譲渡に係る申請及び承諾状況を管理するものとする。

（申請書類の確認時における留意事項）

第 8 条 申請書類の確認は、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書が提出されていること。
 - ア 定められた必要事項の全てが記載されていること。
 - イ 元請負人及び県連合会等の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び実印が、工事請負契約書又は印鑑証明書と一致していること。
 - ウ 契約締結日、工事名、工事場所及び工期に誤りがなく、かつ、第 2 条に規定する対象工事であること。
 - エ 請負代金額、支払済の前払金額、中間前払金額及び部分払金額に誤りがなく、申請時における債権譲渡の額が、当該工事請負契約に基づき元請負人が請求できる債権金額と一致していること。
- (2) 債務保証事業にあつては、債権譲渡契約証書において、次の各号のいずれかの下請負人保護方策が講じられていること。
 - ア 元請負人が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合は、県連合会等が市から受け取る当該工事請負代金額の一定割合を限度として、県連合会等が元請負人に代わって下請負人等に代金を支払う旨の特約
 - イ 元請負人が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合は、県連合会等が市から受け取る当該工事請負代金額から元請負人への貸付金を精算の上、県連合会等が残余の部分を元請負人に代わって下請負人等に支払う旨の特約
- (3) 印鑑証明書（3 月以内に発行されたものに限る。）の原本が提出されていること。
- (4) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証契約約款等により承諾が義務付けられている場合は、その承諾を受けている旨を証するものが提出されていること。
- (5) 当該請負契約が解除されていないこと、又は契約約款第 47 条第 1 項各号に該当するおそれがないこと。

(6) 工事履行報告書により、当該工事の出来高が2分の1以上であることを確認できること。

(債権譲渡の不承諾)

第9条 管理者は、第6条に規定する書類の提出がないとき、又は前条に規定する事項の確認ができないときは、債権譲渡に係る承諾を行わないものとする。

2 管理者は、前項の承諾を行わないときは、速やかに、元請負人及び県連合会等に承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾通知書（様式第5号）を交付しなければならない。

(出来高確認)

第10条 県連合会等は、債務保証事業又は強化融資制度における債権譲渡契約の締結や融資審査手続等において出来高確認が必要と認めたときは、当該出来高確認を行うものとする。

2 県連合会等は、前項の規定による出来高確認に当たり現地確認の必要があるときは、管理者に工事出来形査定協力依頼書（様式第6号）を提出しなければならない。この場合において、管理者は当該工事の監督を所管する課と協議の上、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを承諾しなければならない。

(融資実行の報告)

第11条 元請負人及び県連合会等は、第7条第1項の規定による債権譲渡の承諾を受けた場合において、金銭消費貸借契約を締結し当該契約に基づく融資が実行されたときは、速やかに連署にて管理者に融資実行報告書（様式第7号）を提出しなければならない。

2 債務保証事業にあつては、元請負人及び県連合会等は、前項の報告書と併せて、下請負人等への支払計画書を提出するものとする。

(債権金額の請求)

第12条 債権譲渡を受けた県連合会等は、債権金額の請求をするときは、次の書類により管理者に請求しなければならない。

(1) 工事請負代金請求書（様式第8号） 1通

(2) 発注者の押印がある債権譲渡承諾書の写し 1通

2 元請負人は、債権譲渡の承諾があつた日以後は、契約約款第34条に規定する前払金及び中間前払金並びに同約款第37条に規定する部分払金の請求をすることはできない。

(請求書類の確認事項)

第13条 管理者は、前条第1項の規定による請求があつたときは、提出された工事請負代金請求書及び当該請求書に添付された債権譲渡承諾書の写しにより、請求者の請求権及び債権金額等を工事請負代金債権譲渡に係る承諾事務チェックリストを使用して確認の上、所定の手続を経て請負代金を支払うものとする。

(その他)

第14条 この告示の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

1 この告示は、告示の日から施行する。

2 第8条第2号の規定にかかわらず、元請負人が倒産した場合の下請負人保護方策の確認については、当分の間、次の事項を確認することで代えることができるものとする。融資時に元請負人が県連合会等に対して下請負人等への支払計画書等の提出を行い、かつ、元

請負人と県連合会等との間の債権譲渡契約において、県連合会等が四国中央市水道局から受け取る当該工事請負代金額から元請負人への貸付金を精算の上、元請負人の倒産による任意整理において、残余の部分を県連合会等が元請負人に代わって下請負人等に支払うことにつき債権者間の合意が整ったときは、当該合意に従って支払を行うこととする旨が定められていること。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日告示第 84 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条中四国中央市水道局契約規程第 2 条の改正規定、第 32 条の改正規定（「第 21 条の 14 第 1 項第 1 号」を「第 21 条の 13 第 1 項第 1 号」に改める部分に限る。）並びに第 33 条第 1 項、第 34 条、第 35 条、第 44 条第 1 項及び第 51 条第 1 項の改正規定は、告示の日から施行する。
- 6 第 5 条の規定による四国中央市水道局建設工事に係る工事請負代金債権の譲渡に係る承諾事務取扱要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札の公告又は通知する入札執行分について適用し、同日前に入札の公告又は通知した入札執行分については、なお従前の例による。

附 則（令和 8 年 3 月 30 日告示第 87 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
（四国中央市水道局建設工事に係る工事請負代金債権の譲渡に係る承諾事務取扱要綱の一部改正に伴う経過措置）
- 5 施行日の前日までに提出され、又は作成した第 17 条の規定による改正前の四国中央市水道局建設工事に係る工事請負代金債権の譲渡に係る承諾事務取扱要綱様式第 1 号の 1、様式第 1 号の 2 及び様式第 3 号に規定する書類は、第 17 条の規定による改正後の四国中央市公営企業建設工事に係る工事請負代金債権の譲渡に係る承諾事務取扱要綱様式第 1 号、様式第 1 号の 2 及び様式第 3 号に規定する書類とみなす。

様式第 1 号（第 6 条関係）

債権譲渡承諾依頼書（下請セーフティネット債務保証事業）

年 月 日

四国中央市長 様

請負者		
（譲渡人）	住所	
甲	氏名	㊟
（譲受人）	住所	
乙	氏名	㊟

請負者（以下「甲」という。）が発注者（貴殿）に対して有する基本契約書（貴殿と甲との間で締結された 年 月 日付けの工事請負契約書）に基づく下記の工事請負代金債権を（以下「乙」という。）に譲渡することにつき、四国中央市公営企業工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第 5 条第 1 項ただし書に規定する承諾を賜りますよう御依頼申し上げます。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施行に必要な資金を融資するとともに、甲の下請業者に対する適切な支払の確保を図るものとします。

なお、契約約款第 44 条に規定する瑕疵担保責任は、当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

また、甲は前払金、中間前払金及び部分払金は、貴殿による御承諾以降は請求しません。

記

- 1 契約番号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 工期 自 年 月 日
至 年 月 日
- 5 (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。
(2) 前払金額 金 円
(3) 中間前払金額 金 円
(4) 部分払金額 金 円
(5) 債権譲渡額 金 円（ 年 月 日現在見込み額）
ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。

債権譲渡承諾書

年 月 日

甲 様

乙 様

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、契約約款第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって契約約款第44条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

また、甲は前払金、中間前払金及び部分払金は、本承諾以降は請求できないものとする。

記

- 1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、契約約款第31条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、契約約款第50条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書5(1)及び(5)の金額は変更後の金額とする。
- 2 甲及び乙は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に融資実行報告書を提出すること。
- 3 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び甲倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、乙が甲に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。
- 4 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、若しくは質権を設定し、その他債権の帰属並びに行使を害すべき工事を行わないこと。

確 定 日 付 欄	承 諾 番 号 欄

様式第1号の2（第6条関係）

債権譲渡承諾依頼書（地域建設業経営強化融資制度）

年 月 日

四国中央市長 様

請負者

（譲渡人） 住所

甲 氏名

㊟

（譲受人） 住所

乙 氏名

㊟

請負者（以下「甲」という。）が発注者（貴殿）に対して有する基本契約書（貴殿と甲との間で締結された 年 月 日付けの工事請負契約書）に基づく下記の工事請負代金債権を 以下「乙」という。）に譲渡することにつき、四国中央市公営企業工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますよう御依頼申し上げます。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、契約約款第44条に規定する瑕疵担保責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

また、甲は前払金、中間前払金及び部分払金は、貴殿による御承諾以降は請求しません。

記

1. 契約番号

2. 工事名

3. 工事場所

4. 工期 自 年 月 日

至 年 月 日

5. (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。

(2) 前払金額 金 円

(3) 中間前払金額 金 円

(4) 部分払金額 金 円

(5) 債権譲渡額 金 円（ 年 月 日現在見込み額）

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。

債権譲渡承諾書

年 月 日

甲 様
乙 様

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、契約約款第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって契約約款第44条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

また、甲は前払金、中間前払金及び部分払金は、本承諾以降は請求できないものとする。

記

1. 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、契約約款第31条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、契約約款第50条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書5.(1)及び(5)の金額は変更後の金額とする。

2. 甲及び乙は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に融資実行報告書を提出すること。
3. 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、乙及び保証事業会社が甲に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。
4. 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。
5. 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。

確 定 日 付 欄	承 諾 番 号 欄

工事履行報告書

元請負人 住所
氏名



工事名				
工事箇所				
当初請負金額		変更後 請負代金額		
工期	年 月 日 ～ 年 月 日			
日付	年 月 日（ 月分）			
月別	予定工程 % （ ）は工程変更後	実施工程 %	出来高（累計）円	備 考
年 月		差（ ）		
年 月		差（ ）		
年 月		差（ ）		
年 月		差（ ）		
年 月		差（ ）		
年 月		差（ ）		
年 月		差（ ）		
年 月		差（ ）		
年 月		差（ ）		
年 月		差（ ）		
年 月		差（ ）		
年 月		差（ ）		

年 月 日出来形検査をしたところ、上記出来形に相違ないことを確認しました。

年 月 日

四国中央市長 様

債権譲受人名 住所
氏名



様式第3号（第7条関係）

工事請負代金債権譲渡に係る承諾事務チェックリスト

工事名

請負者

申請書類の受領（受領日： 月 日）

（チェック）

1. 債権譲渡の対象工事		
(1) 請負代金額が200万円を超え、かつ履行期間が90日以上である。		
(2) 低入札価格調査の対象となった工事ではない。		
(3) 役務的保証を要する工事ではない。		
(4) 元請負人の施工能力に疑義が生じている等、債権譲渡の承諾を不相当と認めた工事ではない。		
2. 申請書類		
(1) 債権譲渡承諾依頼書（様式第1号）		
①承諾依頼書／承諾書が所定の様式であるか。		
②承諾依頼書の日付の確認		
③譲受人が、愛媛県建設業協同組合連合会又は㈱建設総合サービスであるか。		
④元請負人及び愛媛県建設業協同組合連合会又は㈱建設総合サービスの所在地、商号又は名称、代表者職氏名が、工事請負契約書又は印鑑証明書と一致するか。		
⑤請負者、請負代金額、前払金額、中間前払金額、部分払金額、債権譲渡額、融資予定金額を確認。（契約書、工事台帳等と照合）		
⑥請負者及び愛媛県建設業協同組合連合会又は㈱建設総合サービスの印影を印鑑証明書（発行から3ヶ月以内のもの）で確認。		
⑦（JVの場合）JVの名称、JVの代表者及び構成員の住所、氏名の記載があるか。		
(2) 債権譲渡契約証書		
①譲渡人（元請負人）、譲受人（愛媛県建設業協同組合連合会又は㈱建設総合サービス）が様式第1号と一致するか。		
②第1条第1項(1)～(7)が様式第1号と一致するか。		
③（下請セーフティネット債務保証事業の場合）下請保護方策が講じられているか。（第8条第2号ア又はイの特約若しくは附則第2項の特約）		
④請負者及び愛媛県建設業協同組合連合会又は㈱建設総合サービスの印影を印鑑証明書（発行から3ヶ月以内のもの）で確認。		
⑤（JVの場合）JVの名称、JVの代表者及び構成員の住所、氏名の記載があるか。		
(3) 工事履行報告書（様式第2号）		
①出来高が2分の1に達しているか。		
②元請負人が作成し、愛媛県建設業協同組合連合会又は㈱建設総合サービスにより出来高確認がされている。		
(4) 元請負人及び愛媛県建設業協同組合連合会又は㈱建設総合サービスの印鑑証明書		
○3ヶ月以内に発行されたものであるか。		
(5) 保証人の承諾書（保証委託契約約款において必要とされる場合）		

↓

債権譲渡承諾のための決裁手続

↓

債権譲渡整理簿（様式第5号）により承諾状況の整理

↓

3. 債権譲渡承諾書の発行	
(1) 承諾書を3通作成し、請負者及び愛媛県建設業協同組合連合会又は㈱建設総合サービスに各1通を交付。1通は保管。	
4. 融資実行の報告（融資が実行された場合）	
(1) 融資実行報告書（様式第6号）	
①譲渡人（元請負人）、譲受人（愛媛県建設業協同組合連合会又は㈱建設総合サービス）が様式第1号と一致するか。	
②譲渡債権の表示が様式第1号と一致するか。	
(2) （下請セーフティネット債務保証事業の場合）下請負人等に対する支払計画書	
○（下請負人について）四国中央市公営企業工事請負契約約款第7条に基づく通知の内容と、計画書の内容は一致するか。	
(3) 振込先を愛媛県建設業協同組合連合会又は㈱建設総合サービスの指定口座に変更	

↓

請求書の受領（受領日： 月 日）

5. 工事請負代金の請求書類	
(1) 工事請負代金請求書（様式第7号）	
①請求書の受理日を確認	
②請求金額が「様式第1号の債権譲渡額＋変更契約分」となっており、請求金額の内訳が事実と一致するか。	
(2) 債権譲渡承諾書（様式第1号）の写し	
○発注者の押印があるか。	

※なお、当該チェックの他に、通常の会計事務手続上定められているものについても適宜行うこと。

様式第4号（第7条関係）

債權讓渡整理簿

[illegible]

債権譲渡不承諾通知書

第 年 月 号
年 月 日

(甲) 様
(乙) 様

四国中央市長 印

年 月 日に提出された下記 1 記載の工事に係る債権譲渡承諾依頼については、下記 2 記載の理由により承諾できません。

記

- 1 (1) 工事名
- (2) 工事箇所
- (3) 契約締結日 年 月 日
- 2 承諾しない理由

工事出来形査定協力依頼書

第 年 月 号
日

四国中央市長 様

事業協同組合等 所在地
名 称
代表者職氏名 ㊟

下記工事について、下請セーフティネット債務保証事業（地域建設業経営強化融資制度）による融資を予定しており、同工事の出来形を確認する必要があります。
つきましては、同工事の出来形確認に係る工事現場への立入りについて御協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 (1) 工 事 名
(2) 工事箇所
- 2 元請負人名
- 3 現場立入希望期日 年 月 日 () 時 分から 時 分まで
- 4 現場立入者職氏名
- 5 連絡先 電話番号
担当者氏名

融資実行報告書

年 月 日

四国中央市長 様

(甲) 譲渡人 住所
借入人 氏名 ㊟
(乙) 譲受人 住所
貸付人 氏名 ㊟

甲が貴殿に対して有する下記債権の譲渡につき、 年 月 日付けで御承諾頂きましたが、甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき乙は甲に対して金銭を貸し渡し、甲はこれを借り受けましたので、甲乙連署のうえ報告します。下記工事請負代金につきましては、今後は乙の下記振込口座にお振込み下さい。

なお、本件融資に際し、甲は乙に当該工事における下請への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認しました。

記

〔譲渡債権の表示〕

- 1 契約番号
2 工 事 名
3 工事場所
4 工期 自 年 月 日
至 年 月 日
5. (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。
(2) 前払金額 金 円
(3) 中間前払金額 金 円
(4) 部分払金額 金 円
(5) 債権譲渡額 金 円 (年 月 日現在見込額)
ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。
(6) 融資金額 金 円

〔承諾番号〕

〔振込口座〕

- 1 振込希望金融機関名
2 預金の種別、口座番号
3 口座名義

工事請負代金請求書

年 月 日

四国中央市長 様

(債権譲受人) 住所
氏名 印

年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
ただし、 工事の代金
(内 訳)
- | | | |
|---------------------|---|---|
| (1) 請負代金額 | 金 | 円 |
| (2) 前払金受領済額 | 金 | 円 |
| (3) 中間前払金受領額 | 金 | 円 |
| (4) 部分払金受領済金額 | 金 | 円 |
| (5) 履行遅滞の場合における損害金等 | 金 | 円 |
| (6) 今回請求金額 | 金 | 円 |
- 2 承認番号
- 3 支払口座等
- (1) 振込希望金融機関名

(2) 預金の種別、口座番号

(3) 口座名義

(4) 請求者の連絡先 住所
電話番号

なお、上記 1 {(2)、(3)、(4)}については、当該工事の下記元請負人が受領済であること。

元請負人 住所
氏名

※なお書き中{ }内については、該当があるものを記載すること。